

2020年5月

各位

女性ユニオン東京  
執行委員長 井出 志保  
妊娠・育児によるハラスメントをなくす会  
マタハラ裁判 一審原告

## 最高裁判所に対して「妊娠・育児によるハラスメントがない社会へ」 公正な判決を求める団体署名のお願い

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、2015年10月から、正社員の地位を求めて闘ってきたマタハラ裁判は、2018年9月11日の東京地裁判決では、雇止めの無効及び会社の不法行為が成立するとして会社に損害賠償の支払いを命じたものの、正社員の地位が認められず、双方が控訴し、2019年11月28日に東京高等裁判所の判決が出されました。

この高裁判決は、正社員の地位を認めないばかりか、地裁判決を覆し「原告の執務室内での録音行為」などによって信頼関係を破壊したとして、雇止めを有効としました。さらに原告の提訴時の記者会見によって会社の名誉又は信用が毀損されたとして不法行為の成立を認め原告に55万円の損害賠償の支払いを命じるなど、会社側の主張を全面的に認めた稀にみる不当判決です。

育休復帰後も、労働条件を下げることなく元の地位で働き続けるという、育介法で保障された当たり前の権利を裁判所が認めないようでは、労働者が安心して子供を産むことすら困難になってしまいます。

その上、会社と紛争を抱えた労働者にとって数少ない自己防衛手段である社内の録音行為が雇止め理由とされ、提訴記者会見での発言内容が名誉棄損とされるなど、声を上げる労働者の権利を否定するようなもので、労働運動に与える委縮効果は計り知れません。

原告は、公正な判決を求め最高裁判所に上告しました。このような高裁判決を破棄し、妊娠・育児によるハラスメントが無い社会へ最高裁判所が舵を切るように、貴団体からもぜひ最高裁判所に対する団体署名を提出いたしたいと考えています。貴団体からも格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

集約日 第一次 6月15日 第二次 7月15日

送付先・連絡先：女性ユニオン東京

170-0011 東京都豊島区池袋本町4-6-3 メゾン孝203

電話・FAX 03-6907-2020 Email : [info@w-union.org](mailto:info@w-union.org)

◎署名用紙につきましては必要枚数を増刷りいただきますようお願いいたします。

◎誠に勝手ですが、郵便で返送いただく際の切手はカンパにてご協力をお願いいたします。

FAXやコピーではなく原本をお送りください。

◎メールにて返信いただく場合はPDFで添付いただきますようお願いいたします。

◎貴団体の支部や分会、友誼団体等への幅広い呼びかけをいただきますよう、お願いいたします。

最高裁判所第三小法廷御中  
令和2年（オ）第924号  
令和2年（受）第681号

## 妊娠・育児によるハラスメントがない社会へ 公正な判断を求める団体署名

2019年11月28日、東京高等裁判所第8民事部による、東京地裁判決を全面的に覆した判決は、会社が育休明けの労働者を契約社員化し契約期間満了による雇止めをする育休切りの手法に、司法がお墨付きを与えるような内容であり、育休明け労働者の不利益取り扱いが横行している日本の労働現場の問題点を看過したものです。

また、東京高裁判決は、労働者が会社で録音したことを雇止めの理由として認め、提訴した記者会見での発言の報道内容をもって、名誉棄損に該当すると断じました。このような東京高裁判決は、司法に訴える労働者の声を押し込めるに等しく、社会的影響が多大であります。

このように、社会的影響が大きい頭書事件につき、御庁に以下、要請いたします。

1. 頭書事件を受理し、弁論を開いてください。
2. 東京高裁判決を破棄し、育休明けに原職復帰して働き続けることができる社会に舵を切るよう判断してください。

以上

団体署名

2020年 月 日

団体名

---

代表者名

---

住所

---

取り扱い団体（署名送付先）妊娠・育児によるハラスメントをなくす会

〒170-0011 東京都豊島区池袋本町4-6-3 メゾン孝 203 女性ユニオン東京気付

電話・FAX 03-6907-2020 / Email [info@w-union.org](mailto:info@w-union.org)